



土 監 発 第 37号
令和6年6月25日

土浦市長 安 藤 真理子 殿
土浦市議会議長 島 岡 宏 明 殿
かすみがうらマラソン大会実行委員会
会 長 安 藤 真理子 殿

土浦市監査委員
土浦市監査委員

市 原 和 弘
寺 内 充



令和6年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による令和6年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

令和4年度及び令和5年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

令和4年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
かすみがうらマラソン大会 実行委員会	教育委員会 スポーツ振 興課	交付額	13,000,000円
		返還額	0円
		補助金額	13,000,000円

令和5年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
かすみがうらマラソン大会 実行委員会	教育委員会 スポーツ振 興課	交付額	13,000,000円
		返還額	0円
		補助金額	13,000,000円

第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

1 団体に関する事項

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (8) 精算報告は適正に行われているか。
- (9) 精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (10) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- (13) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

2 市所管部課に関する事項

- (1) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要項等は適正に整備されているか。
- (3) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。
- (4) 随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (6) 公益上の必要性は十分か。
- (7) 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。
- (8) 貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (9) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (10) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (11) 補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (12) 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- (13) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- (14) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (15) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (16) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- (17) 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (18) 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。
- (19) 行われている場合、その内容や理由は妥当か。

第4 監査の主な実施内容

土浦市監査基準に準拠し、監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員及び市所管部課職員へのヒアリングを実施した。

本監査においては、対象団体職員及び市所管部課の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

	日程	場所
事前監査	令和6年5月10日（金）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和6年5月23日（木）	土浦市役所監査委員室

第6 監査の結果

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部の事項を除き、おおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

指摘事項

(1) かすみがうらマラソン大会実行委員会補助金の会計処理について。	スポーツ振興課から、かすみがうらマラソン大会実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）へ運営費として入金された補助金について、実行委員会が出納に係る業務を委託している会計事務所が会計処理を行っているが、収入について収入伝票を起票していないため、補助金の入金について実行委員会として把握されているのか明確でないため、収入伝票等補助金入金が明確に把握できるよう整備すべきである。
(2) 補助金の交付決定（4月1日）以前に実施した事業の取扱いが補助金交付要項上明確でないことについて。	補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したものが一般的であるが、本件補助金では、補助金の交付決定以前に実施した事業もその対象としている。補助金の交付決定を受ける前に実施した事業については、補助金の交付対象となるか明らかになる前に事業に着手しているため、交付の条件に合わせて事業内容を変更することができないので、場合によっては、補助対象とならないことも考えられるが、そのような事業も補助対象とするならば、その旨を補助金交付要項で定め、補助対象となる事業の内容を明記すべきである。
(3) 補助金交付申請書及び補助金交付決定において、補助対象経費が明確でないことについて。	効率的及び効果的に補助事業を支援するために、補助対象経費を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算する必要があるが、補助金交付申請書及び補助金交付決定に補助対象経費が具体的に明確に記されておらず、補助金が適正に執行されたか確認しがたいので、具体的に明記すべきである。
(4) 補助金実績報	補助金実績報告書にはマラソン実行委員会の実績報告書及び

告書及び決算書に係る補助対象経費について補助金の使途や効果について確認できない。	決算書が添付されているが補助対象経費について具体的に明確に記されておらず、スポーツ振興課の補助金額交付確定に係る起案中にも補助対象経費について具体的な積算の記録がないため、補助金の使途等が確認できないので、具体的な積算の記録を明記すべきである。
---	---

第7 監査委員の意見

監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものについては、次のとおりである。

意見

(1)支出基準の整備について。	実行委員会の支出において、50万以下の支出が事務局担当者決裁、50万円以上が事務局係長決裁、100万円以上が事務局課長決裁で処理することとなっているが、内規等文書として整備されたい。
(2)補助金概算払いの理由について。	概算払請求書に記載された概算払いを必要とする理由が「事業を円滑に進めるため」とされていた。 補助金の支払いは、額が確定した後が原則であり、補助事業に着手する時点で補助金が必要な理由を市長が適当と認めたときに概算払いできるものなので、「事業を円滑に進めるため」では、抽象的な表現で妥当とはいえないので、より具体的に示せるよう適正に処理されたい。
(3)補助金の見直しについて。	補助金は、市民を取りまく社会情勢、環境等によってその必要性が変化すると考えられ、その支出効果が一層高まるように見直しを行うことが必要である。かすみがうらマラソン大会は土浦市を内外にアピールする一大事業であり、参加者の減少による収入の圧迫は大会警備費等、大会運営に支障をきたすこともあるため、社会情勢の変化に合わせ、適時に補助金の見直しを検討されたい。